

北海道グリーン・ビズ認定制度

「先進的な取組」部門



「CO₂削減」分野

Q & A

北海道環境生活部環境局環境推進課

目 次

1 申請について

- Q1 申請は随時受付していますか？
- Q2 道内に事務所と工場を設置していますが、工場だけについて申請することはできますか？
- Q3 本社が東京にあり、道内には支店が一つあるだけですが、申請することはできますか？
- Q4 以前は環境マネジメントシステムの認証を取得していましたが、現在は認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用しています。申請はできますか？

2 事業所、社用車等、輸送用車両等について

- Q5 複数の事業を営んでいますが、「主な業種」はどのように判断すればよいのですか？
- Q6 連鎖化事業者とは、どのような事業者ですか？
- Q7 事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象ですか？
- Q8 工事現場も対象になりますか？
- Q9 営業回りに使用している自動車は対象になりますか？／工事現場で使用しているショベルローダー、ロードローラー等の重機は対象になりますか？／工場敷地内で使用しているフォークリフトは対象になりますか？
- Q10 指定輸送業者とは、どのような事業者ですか？
- Q11 指定輸送業者に該当していますが、札幌ー東京間を走るトラックも「輸送用車両等」に該当しますか？
- Q12 生産業を営んでおり、工場で製品を製造し、各販売店にその製品を自社の車で届けています。この場合、製品の輸送に使用している自動車は「輸送用車両等」に該当しますか？

3 燃料、電気、熱について

- Q13 バイオディーゼル燃料（BDF）は算定の対象になりますか？
- Q14 太陽光パネルを設置して、発電された電気を自社工場で利用し、一部の電気は販売していますが、算定の対象になりますか？
- Q15 一般電気事業者の「昼間買電」、「夜間買電」は、電力会社から送られる検針票のどこの数値を見て求めるのでしょうか？
- Q16 購入したグリーン電力の発電期間が3／1～5／31と年度をまたがっていますが、その場合はどのように算定したらよいですか？
- Q17 「産業用蒸気」と「産業用以外の蒸気」の違いは何ですか？

4 認定基準、二酸化炭素排出量原単位の算定について

- Q18 認定基準にある「直近過去3年間で年平均10%以上（直近過去3年間で27%以上）削減」とはどのような意味ですか？
- Q19 電気事業者から供給された電気を使用していますが、実績報告書作成の際、電気に係る排出係数は、申請時に使用した数値を使用するのですか？
- Q20 二酸化炭素排出量原単位とは何ですか？
- Q21 二酸化炭素排出量原単位が前年度よりも増加したので、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目を見直したいのですが？

5 エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、北海道地球温暖化防止対策条例との違いについて

- Q22 省エネ法、温対法や北海道地球温暖化防止対策条例と、北海道グリーン・ビズ認定制度「先進的な取組」部門とでは、二酸化炭素排出量（原単位）の考え方や算定方法に違いがあるのですか？

6 実績報告について

- Q23 認定を受けたら、実績報告を毎年提出しなくてはならないのですか？
- Q24 実績報告書はいつまでに提出すればよいのですか？

7 申請又は報告に係る情報の取り扱いについて

- Q25 申請又は報告に係る情報の公開範囲はどこまでですか？
- Q26 申請又は報告に係る情報について、非公開扱いはできますか？

8 認定の取り消しについて

- Q27 認定後に、環境マネジメントシステムの認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用することになりましたが、認定は取り消しになりますか？

1 申請について

Q 1	申請は随時受付していますか？
毎年度1回、期間を定めて募集します。募集期間は、「先進的な取組」部門募集チラシ又はホームページで公表します。	

Q 2	道内に事務所と工場を設置していますが、工場だけについて申請することはできますか？
申請は、事業者単位（道外に所在する事業所を除く。）となりますので、工場だけについて申請することはできません。	

Q 3	本社が東京にあり、道内には支店が一つあるだけですが、申請することはできますか？
道内外に事業所を有する事業者にあつては、道内に所在するすべての事業所の集合体を1つの単位として申請いただきますが、道内に設置している事業所が1つだけの場合は、当該事業所について申請してください。	

Q 4	以前は環境マネジメントシステムの認証を取得していましたが、現在は認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用しています。申請はできますか？
<p>本分野では、環境対策を実施する健全なシステムを構築し、継続的かつ確実な環境対策を実施した上で、二酸化炭素排出量削減の実績をあげた事業者を認定するため、環境マネジメントシステムの認証取得を条件の1つとしています。</p> <p>道では、独自の環境マネジメントシステムの健全性を評価できないので、申し訳ありませんが申請することはできません。</p>	

2 事業所、社用車等、輸送用車両等について

Q 5	複数の事業を営んでいますが、「主な業種」はどのように判断すればよいのですか？
複数の業種に属する事業を営んでいる場合は、原則として収入額又は販売額の最も多い経済活動によって、主たる事業を決定してください。なお、この方法が適切でない場	

合には、従業員の数、設備等で判断してもかまいません。

Q 6	連鎖化事業者とは、どのような事業者ですか？
<p>定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下「加盟者」という。）が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって次の事項のいずれかに係る定めがあるものを行う者を「連鎖化事業者」といいます。</p> <ul style="list-style-type: none">① エネルギーの使用の状況の報告に関する事項② 空気調和設備、冷凍機器・冷蔵機器、照明器具、調理用機器・加熱用機器の機種、性能又は使用方法の指定に関する事項 <p>なお、連鎖化事業者と加盟者との間で締結した約款以外の契約書又は連鎖化事業者が定めた方針、行動規範若しくはマニュアルに①又は②の定めがあつて、それらの定めを遵守するよう約款に定めがある場合には、約款に①又は②の定めがあるものとみなします。</p>	

Q 7	事業者としてエネルギー使用量を把握する範囲はどこまでが対象ですか？
<p>道内に設置しているすべての事業所、社用車等及び輸送用車輛等で行われる事業活動が対象となります。</p> <p>詳しくは、「北海道グリーン・ビズ認定制度『先進的な取組』部門 二酸化炭素排出量原単位及び算定方法の考え方」を参照してください。</p>	

Q 8	工事現場も対象になりますか？
<p>工事現場、マンション販売のための仮設展示場、仮設興行小屋（サーカス小屋、劇団小屋）等といった、特定の区画において継続的に事業活動を行う事業所に該当しないものは、対象外です。</p>	

Q 9	・ 営業回りに使用している自動車は対象になりますか？ ・ 工事現場で使用しているショベルローダー、ロードローラー等の重機は対象になりますか？ ・ 工場敷地内で使用しているフォークリフトは対象になりますか？
<p>① 大型特殊自動車（ショベルローダー等）・小型特殊自動車（フォークリフト等） 工事現場など主に事業所の敷地外で走行する場合は対象外ですが、事業所の敷地内</p>	

のみで走行する場合は「社用車等」に該当し、エネルギー使用量の算定対象になります。

- ② 普通自動車・小型自動車・軽自動車（二輪の自動車、被けん引車及び輸送用車両等を除く。）

事業活動に使用するもののうち、使用の本拠の位置を道内としているものは「社用車等」に該当し、エネルギー使用量の算定対象になります。

	使用の本拠の位置を道内としている自動車（二輪の自動車、被けん引車及び輸送用車両等を除く）の種類				
	普通自動車	小型自動車	軽自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車
主に事業所の敷地外で走行するもの	「社用車等」に該当			対象外	対象外
事業所の敷地内のみで走行するもの	「社用車等」に該当				

Q10	指定輸送業者とは、どのような事業者ですか？
<p>貨物又は旅客を輸送する事業を営む事業者のうち、「輸送用車両等」を所有するものを「指定輸送業者」とします。</p> <p>なお、「輸送用車両等」とは、貨物又は旅客の輸送の用に供する自動車であって、次のいずれかの項目に該当するものとします。</p> <p>① 自動車</p> <p>a 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車（被けん引車（自動車のうち、けん引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であるものをいう。）を除く。）であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車</p> <p>b 貨物自動車運送事業法第2条第4項に規定する貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車（二輪の自動車を除く。）であって、使用の本拠の位置を道内としている自動車</p> <p>c 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車であって、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第4条の規定により使用の本拠の位置を道内に登録している自動車</p> <p>② 鉄道</p> <p>鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する車</p>	

輻であって貨物又は旅客の輸送の用に供する車輛

③ 船舶

a 内航海運業法（昭和27年法律第151号）第2条第2項の内航運送をする事業の用に供する船舶

b 海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業（一定の航路に旅客船を就航させて人の運送をするもの（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間における人の運送をするもの及び特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の輸送をするものを除く。）に限る。）の用に供する船舶

④ 航空機

航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項の航空運送事業の用に供する航空機（本邦内の各地間において発着する貨物又は旅客の輸送の用に供されているものに限る。）

Q 1 1	指定輸送業者に該当していますが、札幌－東京間を走るトラックも「輸送用車輛等」に該当しますか？
輸送用車輛等の要件に該当する自動車であれば、走行区間を問わず、「輸送用車輛等」に該当します。	

Q 1 2	生産業を営んでおり、工場で製品を製造し、各販売店にその製品を自社の車で届けています。この場合、製品の輸送に使用している自動車は「輸送用車輛等」に該当しますか？
輸送用車輛等の要件に該当していない場合、主に事業所の敷地外で走行する普通自動車、小型自動車、軽自動車（二輪の自動車を除く。）は「社用車等」に該当します。	

3 燃料、電気、熱について

Q 1 3	バイオディーゼル燃料（BDF）は算定の対象になりますか？
バイオディーゼル燃料（BDF）は対象外です。 エネルギー使用量の算定対象となる燃料は、原油及び揮発油（ガソリン）、重油、ナフサ、灯油、石油アスファルト、石油コークス、石油ガス、可燃性天然ガス、石炭、コークス、コールタール、コークス炉ガス、高炉ガス、転炉ガスです。	

Q 1 4	太陽光パネルを設置して、発電された電気を自社工場で利用し、一部の電気は販売していますが、算定の対象になりますか？
<p>エネルギー使用量の算定対象となる電気は、上記Q 1 3回答の燃料を起源とする他人から供給された電気です。太陽光発電、風力発電、廃棄物発電等、上記の燃料を起源としない電気であることが特定できる場合の電気は対象外です。</p>	

Q 1 5	一般電気事業者の「昼間買電」、「夜間買電」は、電力会社から送られる検針票のどこの数値を見て求めるのでしょうか？
<p>電力会社と時間帯別契約（昼間と夜間を区別した契約）をしている場合には、毎月の「電気使用量のお知らせ」の「昼間時間」、「夜間時間」の年間使用量により算出してください。</p> <p>なお、時間帯別契約をしていない場合（一般的な契約の場合）は、これらの区分はありませんので、「昼間買電」として算出してください。</p>	

Q 1 6	購入したグリーン電力の発電期間が3 / 1 ~ 5 / 3 1と年度をまたがっていますが、その場合はどのように算定したらよいですか？
<p>発電された電力量を、当該期間における各年度の日数で按分します。</p> <p>例) 2010年3月1日~2010年5月31日に期間に発電された電力量が3,000 kWh であるとした場合</p> <p> $\left\{ \begin{array}{l} 2009年度 : 3 / 1 \sim 3 / 31 \text{ (31日間)} \\ 2010年度 : 4 / 1 \sim 5 / 31 \text{ (61日間)} \end{array} \right.$ </p> <p> $2009年度発電分 : 3,000 \text{ kWh} \times (31 / (31 + 61))$ $= 1,011 \text{ kWh}$ </p> <p> $2010年度発電分 : 3,000 \text{ kWh} \times (61 / (31 + 61))$ $= 1,989 \text{ kWh}$ </p> <p>また、排出された二酸化炭素を回収し適正に処理する事業の実施時期が年度をまたがっている場合も同様に、回収し適正に処理した二酸化炭素量を当該期間における各年度の日数で按分してください。</p>	

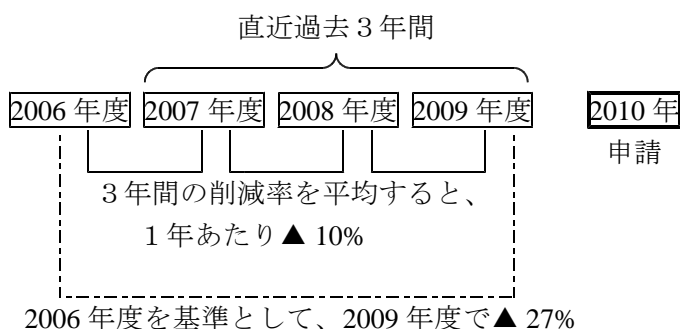
Q 1 7	「産業用蒸気」と「産業用以外の蒸気」の違いは何ですか？
<p>工場等で発生した蒸気の供給を受けた場合は「産業用蒸気」、熱供給事業者から蒸気</p>	

の提供を受けた場合は「産業用以外の蒸気」となります。

4 認定基準、二酸化炭素排出量原単位の算定について

Q18 認定基準にある「直近過去3年間で年平均10%以上（直近過去3年間で27%以上）削減」とはどういう意味ですか？

例えば、2010年に申請するケースでは次のとおりです。

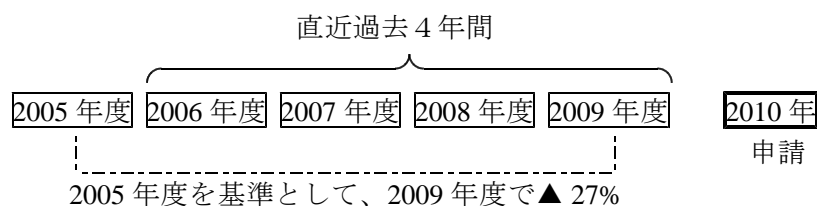


$$\text{2009年度の値} = \text{2006年度の値} \times 0.9 \times 0.9 \times 0.9 = \text{2006年度の値} \times 0.73$$

▲27%を達成していれば、各年度の削減率は問いません（1年目▲27%、2年目▲0%、3年目▲0%でも年平均削減率は10%です。）。

なお、直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であって、これを道が適当と認めるときは、特例措置として、「最長過去5年間で二酸化炭素排出量原単位を27%削減していること」を認定基準としています。

【特例措置：直近過去4年間で申請するケース】



【特例措置：直近過去5年間で申請するケース】



Q19	電気事業者から供給された電気を使用していますが、実績報告書作成の際、電気に係る排出係数は、申請時に使用した数値を使用するのですか？
<p>できるだけ実態に即した係数で二酸化炭素排出量を算定することが望ましいため、国が公表する電気事業者ごとの最新の数値を使用してください。</p>	

Q20	二酸化炭素排出量原単位とは何ですか？																																																	
<p>二酸化炭素排出量原単位は、二酸化炭素排出量を「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」（生産量、売上高、延床面積、来客数、ベッド数×稼働率など）で除して算出します。</p> <p>「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目は、二酸化炭素排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考えられるものを、事業者が事業活動の特性を踏まえて設定します。</p> <p style="text-align: center;">「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目例</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">事業所の種類等</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">項目（例）</th> <th style="text-align: center;">単位（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center;">事業所ビル・商業ビル等</td> <td>延床面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>売場面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>来客数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>営業時間、就業時間</td> <td style="text-align: center;">時間</td> </tr> <tr> <td>売場面積×営業時間</td> <td style="text-align: center;">m²時間</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">工場等</td> <td>生産量、処理量</td> <td style="text-align: center;">トン、個、m³など</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">ホテル・病院等</td> <td>延床面積</td> <td style="text-align: center;">m²</td> </tr> <tr> <td>ベッド数</td> <td style="text-align: center;">床</td> </tr> <tr> <td>従業員数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>宿泊、利用客数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>入院、外来患者数</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> <tr> <td>客室、病室稼働率</td> <td style="text-align: center;">%</td> </tr> <tr> <td>ベッド数×稼働率</td> <td style="text-align: center;">床</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">貨物・旅客輸送</td> <td>輸送トンキロ ＝（貨物量×輸送距離）</td> <td style="text-align: center;">トンk m</td> </tr> <tr> <td>輸送キロ</td> <td style="text-align: center;">k m</td> </tr> <tr> <td>売上高</td> <td style="text-align: center;">円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事業者全体として1つの「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を設定</p>		事業所の種類等	「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」		項目（例）	単位（例）	事業所ビル・商業ビル等	延床面積	m ²	売場面積	m ²	従業員数	人	来客数	人	営業時間、就業時間	時間	売場面積×営業時間	m ² 時間	売上高	円	工場等	生産量、処理量	トン、個、m ³ など	売上高	円	ホテル・病院等	延床面積	m ²	ベッド数	床	従業員数	人	宿泊、利用客数	人	入院、外来患者数	人	客室、病室稼働率	%	ベッド数×稼働率	床	売上高	円	貨物・旅客輸送	輸送トンキロ ＝（貨物量×輸送距離）	トンk m	輸送キロ	k m	売上高	円
事業所の種類等	「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」																																																	
	項目（例）	単位（例）																																																
事業所ビル・商業ビル等	延床面積	m ²																																																
	売場面積	m ²																																																
	従業員数	人																																																
	来客数	人																																																
	営業時間、就業時間	時間																																																
	売場面積×営業時間	m ² 時間																																																
	売上高	円																																																
工場等	生産量、処理量	トン、個、m ³ など																																																
	売上高	円																																																
ホテル・病院等	延床面積	m ²																																																
	ベッド数	床																																																
	従業員数	人																																																
	宿泊、利用客数	人																																																
	入院、外来患者数	人																																																
	客室、病室稼働率	%																																																
	ベッド数×稼働率	床																																																
	売上高	円																																																
貨物・旅客輸送	輸送トンキロ ＝（貨物量×輸送距離）	トンk m																																																
	輸送キロ	k m																																																
	売上高	円																																																

することが困難な場合は、事業ごとに「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」を設定します。

Q 2 1	二酸化炭素排出量原単位が前年度よりも増加したので、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目を見直したいのですが？
<p>申請に係る直近過去4年間^{※注}及び実績報告は、「エネルギーの使用量と密接な関係を持つ値」の項目は同一のものを使用し、原則として変更はできません。</p> <p>なお、事業の廃止などにより、同一の項目で原単位を算出することが困難となった場合には、北海道グリーン・ビズ認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）までご相談ください。</p> <p>（※注） 直近過去3年間以前に特に削減対策を講じた事業者であって、特例措置として、最長で直近過去5年間の削減率で申請しようとする事業者にあつては、最長で直近過去6年間</p>	

5 エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、北海道地球温暖化防止対策条例との違いについて

Q 2 2	省エネ法、温対法や北海道地球温暖化防止対策条例と、北海道グリーン・ビズ認定制度「先進的な取組」部門とでは、二酸化炭素排出量（原単位）の考え方や算定方法に違いがあるのですか？		
<p>二酸化炭素排出量（原単位）の算定における考え方及び算定方法の違いは次のとおりです。</p> <p>なお、本制度における二酸化炭素排出量（原単位）の考え方及び算定方法については、「北海道グリーン・ビズ認定制度『先進的な取組』部門 二酸化炭素排出量原単位及び算定方法の考え方の手引き」の中で示していますが、基本的には省エネ法や温対法の算定・報告制度で用いるものと同じです。</p>			
二酸化炭素排出量（原単位）の算定における考え方及び算定方法の違い			
項目	グリーン・ビズ 「先進的な取組」部門	道条例に基づく 計画書・実績報告	省エネ法・温対法 (H22年度～)
エネルギー使用の合理化以外のCO2排出量削減対策に係る実績の取扱い	CO2排出量から、「グリーン電力の購入によるCO2排出量の削減量」及び「回収し適正に処理したCO2量」を	規定なし	削減実績の評価にあたり、共同省エネルギー事業について、勘案する。

	差し引くことができる。		
テナント側のエネルギー使用量の算定方法	エネルギー管理権限の有無に関わらず、テナント占有部の全てのエネルギー使用量を対象とすることが望ましいが、それが困難である場合には、テナント占有部のうち、テナント側がエネルギー管理権限を有する設備に係るエネルギー使用量を対象とする。	エネルギー管理権限の有無に関わらず、テナント占有部の全てのエネルギー使用量について算定する。	
省エネ法でいう「自家用貨物自動車」の取扱い	省エネ法でいう「自家用貨物自動車」は、本制度の「社用車等」に該当し、算定の対象とする（ただし、台数の条件はなし。）。	省エネ法でいう「自家用貨物自動車」は算定の対象外とする。	道路運送法第2条第8項に規定する事業用自動車以外の自動車であって貨物の輸送の用に供するものを「自家用貨物自動車」とし、200台以上の場合には算定の対象とする。
対象となる鉄道・船舶・航空機の考え方	省エネ法の考え方に準ずる（ただし、車両数等の条件はなし。）。	鉄道・船舶・航空機は対象外とする。	鉄道・船舶・航空機について、対象となる事業、車両数等を規定する。

6 実績報告について

Q 2 3	認定を受けたら、実績報告を毎年提出しなくてはならないのですか？
実績報告が必要な期間は、認定を受けた年度から3年間です。	

Q 2 4	実績報告書はいつまでに提出すればよいのですか？
報告対象年度の翌年度の6月末日までに郵送又は持参により提出してください。	

7 申請又は報告に係る情報の取り扱いについて

Q 2 5	申請又は報告に係る情報の公開範囲はどこまでですか？
<p>申請又は報告に係る情報のうち、公開の対象とするものは次の項目に該当するものです。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 様式第1第1表における申請する事業者の基本情報に係る情報・ 様式第1第2表の1又は同第2表の2における差引後二酸化炭素排出量及び差引後二酸化炭素排出量原単位の変化状況に係る情報・ 様式第1第4表における実施した二酸化炭素排出量の削減対策に係る情報・ 様式第7第1表における報告する事業者の基本情報に係る情報・ 様式第7第2表における差引後二酸化炭素排出量及び差引後二酸化炭素排出量原単位の変化状況に係る情報・ 様式第7第3表における実施した二酸化炭素排出量の削減対策に係る情報	

Q 2 6	申請又は報告に係る情報について、非公開扱いはできますか？
<p>公開の対象となる情報について、申請者又は報告者から、当該情報が公にされることにより、当該申請者又は報告者の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがある等の理由により、当該情報について非公開の要望があり、道がこれを適当と認めるときは、非公開扱いとすることができます。</p> <p>詳しくは、北海道グリーン・ビズ認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）までご相談ください。</p>	

8 認定の取り消しについて

Q 2 7	認定後に、環境マネジメントシステムの認証の更新を止め、独自の環境マネジメントシステムを運用することになりましたが、認定は取り消しになりますか？
<p>環境マネジメントシステムの認証の取得は申請時点での条件ですので、認定後に環境マネジメントシステムの認証の更新を止めても認定の取り消しにはなりません。</p>	

お問い合わせ先

北海道グリーン・Biz認定制度事務局（北海道環境生活部環境局環境推進課）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5190（グループ直通）